

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱 上 和 康

奈良県教育委員会規則第六号

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の認定に当たって、事実の確認の方法及び認定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(事実の確認の方法)

第二条 奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第二十五条の二第一項の規定による認定を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した書面により事実の確認を行うものとする。

一 当該教諭等の勤務状況及び児童等に対する指導の状況
二 校長又は市町村の教育委員会が行った当該教諭等に対する指導の経過及び意見聴取の内容

三 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項

2 委員会は、必要があると認めるときは、当該教諭等が所属する学校の校長又は市町村の教育委員会その他委員会が必要と認める者から意見聴取を行うことができる。

(認定の手続)

第三条 委員会は、法第二十五条の二第一項又は第四項の規定による認定を行うに当たっては、会議を実施して、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者（以下「専門家等」という。）の意見を聴くものとする。

(意見聴取)

第四条 委員会は、前二条に規定する事実の確認及び認定に当たっては、当該教諭等から書面又は口頭により意見を聴取する機会を設けなければならない。

(守秘義務)

第五条 専門家等は、任期中及び任期終了後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。